

○安来市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付要綱

平成29年5月29日

告示第114号の2

改正 平成31年3月29日告示第48号

(目的)

第1条 市は、市民又は市外からの転入者に対し、民間賃貸住宅の家賃に係る費用の一部を助成することにより、本市の定住人口の増加及び関係人口の拡大に資することを目的として、安来市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる市民又は市外からの転入者の状況に応じ、民間賃貸住宅家賃助成に係る補助事業を設定する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚者 婚姻届を提出した者で、婚姻（再婚を含む。）の日から1年以内のものをいう。
- (2) UIターン者 市外に2年以上居住していた者で、定住を目的として自らの意思で市内に転入し、住民基本台帳に記録された日から1年以内のものをいう。
- (3) 高校生 保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。以下同じ。）の住所が市外にある者で、市内の県立高等学校に就学し、かつ、住民基本台帳に登録されたものをいう。
- (4) 子育て世帯 申請時において中学生以下の子と同居し、かつ、当該子を扶養する者
- (5) 民間賃貸住宅 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）が住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した自己の居住の用に供する住宅（市

営住宅、県営住宅、公社住宅等の公的賃貸住宅並びに社宅、官舎、寮等の事業主等から貸与を受けた住宅並びに補助対象者の三親等以内の親族が所有している住宅及び賃貸住宅を除く。)をいう。

(6) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。)の月額をいう。

(7) 住宅手当 雇用主が従業員に対して支給し、又は負担する民間賃貸住宅に係る全ての手当等の月額をいう。

(8) 空き家バンク 安来市空き家情報登録制度実施要綱(平成26年安来市告示第27号)に規定する空き家バンクをいう。

(9) 公務員 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(臨時任用職員及び非常勤の嘱託員を除く。)をいう。

(10) 同一世帯に属する者 住民票の記載にかかわらず、申請のあった民間賃貸住宅に居住する者全てをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 第8条に規定する交付申請の日から第12条に規定する実績報告の日までの期間において、当該交付決定に係る新婚者、UIターン者又は高校生が継続して申請者と同一の世帯に属すること。ただし、前年度に続いて交付申請を行う者にあつては、この号本文に規定する要件に加えて、前年度における実績報告の日から新たに交付申請を行う日までの期間において、当該交付申請に係る新婚者又はUIターン者が継続して申請者と同一の世帯に属することを要する。

(2) 同一世帯に属する者全員が、市税等の滞納がない者であること。

(3) 同一世帯に属する者全員が、過去にこの告示に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。

(4) 同一世帯に属する者全員が、過去に安来市空き家改修事業補助金交付要綱(平成26年安来市告示第46号)、安来市安来地域材活用住宅普及促進事業補助金交付要綱(平成22年安来市告示第30号)、安来市定住促進支援事

業補助金交付要綱（平成26年安来市告示第47号）、安来市三世帯世帯定住促進事業補助金交付要綱（平成27年安来市告示第59号）及び安来市定住推進支援事業補助金交付要綱（平成28年安来市告示第40号）に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、空き家バンクに登録された住宅（賃貸借している場合に限る。）に居住するためこれらの告示に基づく空き家改修にかかる補助金の交付決定を受けた者が当該住宅を賃貸借する場合を除く。

- (5) 同一世帯に属する者全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 新婚者、UIターン者にあつては同一世帯に属する者全員、高校生にあつては保護者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 禁錮以上の刑に処せられたことがある者については、申請時においてその刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなったこと。
- (8) 賃貸住宅の使用目的が、宗教的活動及び政治的活動でないこと。

（補助対象）

第5条 この告示に基づく補助は、賃貸借契約を締結し、市内の民間賃貸住宅に入居している者の家賃に対する補助とし、補助対象経費は、毎月の家賃から住宅手当を差し引いた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次の要件を全て満たす者に限る。

- (1) 新婚者、UIターン者の属する世帯（高校生にあつては保護者）の収入の額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定により算出した額をいう。）が、月額487,000円を超えないこと。
- (2) 家賃を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯に属する者に公務員がいないこと。
- (4) UIターン者及び新婚者にあつては市内に今後3年以上定住する見込みのある者であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、月額10,000円に次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額を加算した額（月額30,000円を上

限とする。)を限度として予算の範囲内において市長が定める額とし、補助金交付の期間は、初回の補助金交付の決定を受けた日の属する月から起算して36月以内とする。この場合において、高校生が卒業後市内の事業所に就業する場合は、卒業した日の翌日から当該高校生をUIターン者とみなすものとし、当該者に係る補助金交付の期間は、中断しないものとする。

(1) 空き家バンクに登録されている物件を賃借する場合 月額5,000円

(2) 新婚者で夫婦の年齢の合計が100歳未満である場合 月額10,000円

(3) 子育て世帯に該当する場合 10,000円を上限として子1人につき月額5,000円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新婚者、UIターン者又は高校生であることを示す書類

(2) 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載があるもの)

(3) 世帯全員の市税の滞納がない旨を証明する書類

(4) 住宅手当等支給証明書(様式第2号)(給与所得のある同一世帯に属する者全員)

(5) 賃貸住宅賃貸借契約書の写し(家賃の内訳等が不明である場合にあっては、家賃内訳証明書(様式第3号))

(6) 世帯全員の前年の所得を示す書類(高校生にあっては保護者の前年の所得を示す書類)

(7) 世帯の収入の額が月額487,000円を超えないことを示す書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、次年度以降の交付申請を毎年4月1日から6月末日までの間に行うものとし、交付申請書に前項に掲げる書類(同項第1号に掲げる書類を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定により行った申請を取り下げるときは、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付申請取下願（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取下げがあった場合において、既に前条に規定する交付決定を行ったものがあるときは、取り下げた日の属する月の翌月分以後の補助金は交付しないものとする。

（申請内容の変更及び承認）

第10条 補助事業者は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に第7条に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の変更の可否を決定し、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金変更決定（却下）通知書（様式第7号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次の各号の事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できる書類

（2） その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、実績報告書を4月分から9月分までは10月末日までに、10月分から3月分までは3月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（検査）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、検査し、又は必要な指示をすることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定により行った交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（1） 補助金交付の期間内に当該補助金の交付決定に係る新婚者である夫婦が離婚したとき。

（2） 高校生が退学し、又は市内県立高等学校ではない学校に転校したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（4） 補助金交付の決定の内容、これに付した条件、法令又はこの告示に違反したとき。

（5） 補助金交付の要件を満たさなくなったとき。

（6） 補助対象とした住居において、生活の実態がないと認められるとき。

（7） 補助事業者又は同一世帯に属する者が公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき。

（8） 申請時に同一世帯に属する者について申告を行わなかったとき。

2 市長は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金返還命令書（様式第12号）により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（書類の保存）

第17条 各章の補助事業者は、この事業の関係書類を、当該事業の完了した日から5年間整備保存しなければならない。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年5月31日から施行する。

（安来市定住推進支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 安来市定住推進支援事業補助金交付要綱（平成28年安来市告示第40号）は、廃止する。ただし、この告示による廃止前の安来市定住推進支援事業補助金交付要綱に基づいて為された補助金の交付については、なお従前の例による。

（この告示の失効）

3 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成31年3月29日告示第48号）

この告示は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に交付決定を受けた者（この告示による改正後の安来市

民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付要綱第3条第4号に規定する者を除く。) に対する補助金の交付については、なお従前の例による。